

新型コロナウイルス感染症対策分科会（第9回） （持ち回り開催）

日時：令和3年10月28日（木）

議 事 次 第

1. 議 事

（1）イベント開催制限等のあり方について

（配布資料）

資料 イベント開催制限等のあり方について

（内閣官房提出資料）

イベント開催制限等のあり方について

イベント開催制限等について（案）

- これまでイベント開催制限等については、分科会での議論を踏まえ、以下の目安で運用（6月16日新型コロナウイルス感染症対策分科会）。
 - ・ 緊急事態措置区域は、5,000人以下、かつ、収容率一律50%以下
 - ・ まん延防止等重点措置区域は、5,000人以下（大声あり50%/大声なし100%）
 - ・ その他都道府県は、5,000人又は収容人数50%のいずれか大きい方（大声あり50%/大声なし100%）また、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が解除された都道府県では、解除後1か月程度、経過措置として、10,000人の上限を設定（6月16日新型コロナウイルス感染症対策分科会）。

- **今後のイベント開催制限等については、「新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組」（新型コロナウイルス感染症対策本部（令和3年9月28日）決定）における「ワクチン・検査パッケージの活用及び感染防止安全計画の都道府県による確認を受けた場合には、現行の人数上限を上回る人数及び収容率100%でのイベントの実施を可能とする。」との方針の下、現在見直しを行っているところ。見直しまでの当面の間は、現在のイベント開催制限等を維持することとしてはどうか。**

- なお、現在のイベント開催制限等において、11月以降、全ての都道府県が「その他都道府県」に該当した場合、イベント開催制限については、「5,000人又は収容人数50%のいずれか大きい方（大声あり50%/大声なし100%）」となる見込み。

感染状況に応じたイベント開催制限等について（11/1～当面の案）

		収容率※4	人数上限※4	営業時間短縮※4
緊急事態措置区域		50%	5,000人	21時まで
まん延防止等重点措置	緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置解除後の 経過措置 (約1か月)	大声なし※1 100%以内 大声あり※2 50%以内	(まん延防止等重点措置の都道府県) 5,000人	都道府県の判断
			5,000人 又は 収容定員50%以内(≦10,000人) のいずれか大きい方 注：大規模施設の実証調査を実施。実証開始前10,000人 →実証時20,000人に緩和。	
その他都道府県※3			5,000人 又は 収容定員50%以内 のいずれか大きい方	

※1 大声での歓声、声援等がないことを前提としうる場合。この判断は、実態に照らして、個別具体的に判断。この場合、収容定員5,000人までの施設については、満席とすることが可能となる。

※2 大声での歓声、声援等が想定される場合等。異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る。）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

※3 施設の使用制限は、収容率要件など、必要な感染防止策を働きかける（人数上限なし）。

※4 収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度（両方の条件を満たす必要）。また、ワクチン・検査パッケージ等に関する技術実証の枠組みの下で、行動制限の緩和を実施。

(参考) イベント開催制限の基本的な考え方について

令和3年2月25日
新型コロナウイルス感染症対策
分科会提出資料抜粋

✓ 段階的緩和の基本的な考え方

感染防止対策と経済社会活動の両立が求められる中、安全性を確認しながら、**段階的に緩和を実施**。

- 感染症対策の観点から、必要に応じ、**人の流れを抑制する一定の制限を要請**
- 飛沫飛散シミュレーションや実証等を踏まえた**エビデンスに基づく開催制限を設定**
- **ガイドライン等の継続的な改定・進化**とそれに基づく適切な要件の見直し

✓ 政府の基本方針（基本的対処方針）

- 「対策の緩和については段階的に行い、**必要な対策はステージⅡ相当以下に下がるまで続ける**」ことを**基本**。**地域の感染状況等を踏まえ、段階的に緩和**。

✓ 専門家の意見（分科会提言）

- 感染状況を踏まえ、以下の対応を提言。

（
ステージⅠ・Ⅱ → **開催制限**（人数上限・収容率）**を緩和**
ステージⅢ以上 → **慎重な対応**
）

- 宣言解除後の措置はステージⅡになるまで**段階的に緩和**

✓ 国際的な動向

- 感染拡大している欧米では、厳格な開催制限を行っている国が多い。

👉 今後の方向性

- 感染状況等を踏まえつつ、**エビデンス等に基づき、着実に進めていく**。